**政策企画総務課**

**総務・企画グループ**

**１　課の庶務事務及び調整事務**

政策企画総務課、秘書課の予算編成、経理、給与、物品、福利厚生及び一般庶務事項を掌り、当該事務の円滑な執行に努めた。

部内業務の総合調整を図り、円滑な事務執行を行った。

1. 主な備品の購入状況

　　　なし

**２　部長会議、次長会議に関する事務**

　　　府政運営に関する基本的事項を審議し、併せて府政の総合調整を図るため部長会議を開催した。また、府政の重要事項の審議、各部の連絡調整を図るため次長会議を開催した。

○開催状況

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 回　　　数 |
| 部長会議 | ６回 |
| 次長会議 | 14回 |

**３　重要事項等の連絡調整に関する事務**

府政の重要事項等を円滑に推進するため、府議会各会派からの予算要望をはじめ、府議会との各般の連絡調整を行った。

**４　国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　　 府政の最重要政策課題について、国の施策並びに予算へ反映させるため、政府、国会議員等に対し、積極的な提案、要望活動を行った。

　○最重点提案・要望（国の施策・予算向け）

【令和３年７月実施】

* 新型コロナウイルスの感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立
* ポストコロナにおける経済再生とさらなる成長

**人事・栄典グループ**

**１ 国内賓客の来訪に関する事務**

○過去３ヶ年の予算額と決算額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予　　算　　額 | 決　　算　　額 |
| 令和元年度 | 3,091千円 | 0千円 |
| 令和２年度 | 3,293千円 | 0千円 |
| 令和３年度 | 2,902千円 | 0千円 |

※令和３年度、皇族の諸行事御臨席のための来阪等に関して情報収集や他団体との連絡調整等を行ったが、府が直接対応した行事等はなし。

**２　 栄典・表彰に関する事務**

○過去３ヶ年の予算額と決算額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予　　算　　額 | 決　　算　　額 |
| 令和元年度 | 1,896千円 | 1,172千円 |
| 令和２年度 | 1,879千円 | 104千円 |
| 令和３年度 | 1,797千円 | 533千円 |

（１）栄典関係

国においては、長年にわたり国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著な者に対して、勲章制定ノ件、褒章条例等の定めるところにより、叙位、叙勲、褒章等の栄典を授与している。府としては、関係法令及び各省庁からの通知に基づき、候補者の選考、推薦及び受章者への伝達を行った。

根拠法令等　勲章制定ノ件（明治8年太政官布告第54号）

生存者叙勲の開始について（昭和38年７月閣議決定）

位階令（大正15年勅令第325号）

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）

危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について

（平成15年５月閣議了解）

| 区　　分 | 件　数 | 授　与　対　象 |
| --- | --- | --- |
| 春秋叙勲 | 172 | 国家又は公共に対し功労のある70歳以上の者  （精神的・肉体的に労苦の多い業務又は人目につきにくい分野での業務に精励した者等55歳以上） |
| 高 齢 者  叙 勲 | 114 | 春秋叙勲によっていまだ勲章を授与されていない功労者で年齢88歳に達した者 |
| 叙　　位 | 115 | 生前、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合 |
| 死亡叙勲 | 65 | 勲章の授与の対象となるべき者が死亡した場合 |
| 危険業務  従事者叙勲 | 83 | 警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者 |
| 紅綬褒章 | 1 | 自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した方 |
| 緑綬褒章 | 0 | 長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた方 |
| 黄綬褒章 | 13 | 農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する方 |
| 紫綬褒章 | 0 | 科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた方 |
| 藍綬褒章 | 19 | ・会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の  振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた方  ・国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の  事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の  事務）に尽力した方 |
| 紺綬褒章 | 52 | 公益のため私財を寄附した方 |
| 褒　　状 | 56 | 褒章を授与される方が団体等である場合 |
| 遺族追賞 | 2 | 褒章条例により表彰されるべき者が死亡した場合 |
| 計 | 692 |  |

（２）表彰関係

府政の振興に顕著な功績のあった個人若しくは団体、又は篤行がすぐれ府民の模範となる者に対して知事表彰を行っている。

令和３年度の「憲法施行記念式並びに表彰式」については、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、受賞者並びに参列者の安全を確保する観点から中止した。